

【松江市地域公共交通網形成計画 進捗管理一覧表】 ■基本方針大項目：I 協働

〔実現性〕◎：すぐに実施可能 ○：条件がクリアされれば実施可能 △：中長期的課題

中項目	小項目	具体の施策項目	実施方針・実施内容	実現性	役割分担		実施状況・現状		今後の予定
					主体	支援			
(1) 市民・企業・バス事業者・行政の協働	① 継続的に松江市全体の公共交通体系を考える組織の設置	■松江市公共交通利用促進市民会議の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い分野からの参画により、松江市全体の公共交通体系を継続的にマネジメントしていく 公共交通の利用促進にかかる各種施策を検討・実施していくとともに、地域が主体となった利用促進活動を支援していく 	◎	市民 企業 バス 行政	—			
	② 路線再編・利用促進等をともに考える地元組織の設置	■地元組織（利用促進）の設置・運営・活動	<ul style="list-style-type: none"> 路線再編、利用促進等をともに考える地元組織を、全ての地域に設置し、地域の実情に合った、日常生活に必要な移動交通手段を考えていくとともに公共交通の利用促進を図る 地元組織の設立・活動にあたって障壁となっている課題を整理し、解決方策（人的・財政的支援など）を検討・実施する 	○	市民 行政	バス			
(2) 市民の参加		■ノーマイカー運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ノーマイカーデー、ノーマイカーウィーク等、『ノーマイカー運動』の意識が定着するような施策を継続して検討・実施する 松江市一斉ノーマイカーウィークのさらなる充実を図り、参加者数の一層の増加を図る（企画の拡充・インセンティブの付与等） 	◎	企業 市民 行政	バス			
(3) 企業の参加		■過度な自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や住民を対象としたMM等により、過度な自動車利用を控え、多様な移動手段への誘導を促していく 	◎	行政 市民 企業	—			
(4) バス事業者の取り組み		■バスサポーター活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> バスサポーター活動体制および内容を拡充することにより、さらなる参加者の拡大を図り、バスの利用促進、運行の維持を支援する 	◎	市民 企業 バス 行政	—			
(5) 行政支援	① 「協働」「市民の参加」「企業の参加」への支援	■バスモニター制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてバスモニターを募集し、バス利用者等の意見を収集して、運行サービスの改善等に繋げていく 	◎	バス	市民 行政			
	② バス事業者への財政支援	■バス事業者への財政支援	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を維持していくために必要な財政支援を行う 全ての路線バスで統一された高齢者・障がい者割引制度について市民の意向を確認しながら継続して実施していく 	◎	行政 市民	—			
	③ 行政職員の積極的なバス利用	■市職員に対するMM等を通じた公共交通利用への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 市職員が率先した取り組みを行い、他の行政機関や市民・企業に拡大していく（通勤距離6km以内の市職員のマイカー通勤の制限、ノーマイカーウィーク、ノーマイカーデー等への積極的参加など） 	◎	行政	—			
		■県、国、団体職員に対する公共交通利用への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の取り組みをもとに、他の行政機関等に公共交通利用促進の働きかけを継続して実施していく 	◎	行政 バス	—			
	④ 財政支援に関わる新財源導入	■新財源の導入	<ul style="list-style-type: none"> 計画の経過（バス利用者数や収支状況、今後の運行体制の検討状況等）をみながら、必要に応じて新財源の導入を検討していく 	△	行政 市民 バス 企業	—			
	⑤ 道路整備等へバス事業者の意見反映	■道路計画における、バス事業者意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> 道路の新設や改良の際には、必ずバス事業者の意見を聞き、計画に反映させるよう努める 	◎	行政 バス	—			
	⑥ 国、県、市の連携した取り組み			※行政関係項目全てに該当	—	行政	—		